

○塩尻市公害防止条例施行規則	昭和58年3月30日規則第13号
改正	
昭和60年3月27日規則第3号	
平成2年3月31日規則第15号	
平成7年3月31日規則第3号	
平成10年3月30日規則第11号	
平成12年3月24日規則第8号	
平成13年3月28日規則第12号	
平成17年3月28日規則第53号	
平成24年3月22日規則第9号	
平成28年3月31日規則第20号	
令和元年12月20日規則第22号	
令和3年9月29日規則第27号	
塩尻市公害防止条例施行規則	
（趣旨）	
第1条 この規則は、塩尻市公害防止条例（昭和58年塩尻市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	
（用語）	
第2条 この規則における用語の意義は、条例に定めるところによる。	
（指定事業所）	
第3条 条例第2条第2号の規定による指定事業所は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める事業所とする。	
（1）水質に係る指定事業所 別表第1に掲げる指定施設等を使用する事業所	
（2）畜産に係る指定事業所 別表第2に掲げる指定施設等を使用する事業所	
（3）騒音に係る指定事業所 別表第3に掲げる指定施設等を使用する事業所	
（規制基準）	
第4条 条例第2条第3号の規定による規制基準は、別表第4に定めるところとする。	
（管理基準）	
第5条 条例第2条第4号の規定による管理基準は、別表第5に定めるところとする。	
（雑排水処理槽）	
第6条 条例第2条第7号の規定による雑排水処理槽は、別表第6に定めるところとする。	
（指定事業所内容の届出）	
第7条 条例第17条第1項前段及び第18条の規定による指定事業所内容の届出は、水質に係る指定事業所にあつては指定事業所（水質）内容届出書（様式第1号）、畜産に係る指定事業所にあつては指定事業所（畜産）内容届出書（様式第2号）、騒音に係る指定事業所にあつては指定事業所（騒音）内容届出書（様式第3号）により行うものとする。	
2 条例第17条第1項後段の規定による変更の届出は、指定事業所内容変更届出書（様式第4号）により行うものとする。	
3 条例第17条第1項第5号に規定する事項は、次に掲げるものとする。	
（1）周囲の見取図	
（2）指定施設等又は公害防止施設の構造図	
（指定事業所内容の届出に関する特例）	
第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に規定する指定事業所について、前条の届出をしたものとみなす。	
（1）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく特定施設の届出をした者	
（2）公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）に基づく特定施設の届出をした者	
（地下水採取の届出）	
第9条 条例第26条第1項の規定による届出は、地下水採取届出書（様式第5号）により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
（1）設置場所の位置図	
（2）その他市長が必要と認める書類	
2 条例第26条第2項の規定による届出は、地下水採取届出書に係る事項を変更した場合にあつては地下水採取変更届出書（様式第6号）、揚水施設を廃止した場合にあつては揚水施設廃止届出書（様式第7号）によるものとする。	
（勧告及び命令等）	
第10条 条例第19条に規定する勧告は、公害防止措置勧告書（様式第8号）により行うものとする。	
2 条例第21条に規定する命令は、公害防止措置命令書（様式第9号）により行うものとする。	
3 条例第22条に規定する届出は、公害防止措置届出書（様式第10号）により行うものとする。	
4 条例第30条に規定する勧告は、環境保持勧告書（様式第11号）により行うものとする。	

(受理)

第11条 市長は、条例第17条第1項、第18条又は第22条に規定する届出を受理したときは、受理書(様式第12号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第31条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 塩尻市公害防止条例の施行期日を定める規則(昭和46年塩尻市規則第15号)

(2) 塩尻市公害防止条例施行規則(昭和46年塩尻市規則第16号)

(3) 塩尻市公害防止条例の規定に基づく特定施設を定める規則(昭和47年塩尻市規則第39号)

(4) 塩尻市公害防止条例の規定に基づく規制基準を定める規則(昭和48年塩尻市規則第28号)

附 則(昭和60年3月27日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第15号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市公害防止条例施行規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市公害防止条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(令和3年9月29日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

別表第1（第3条関係）
水質に係る指定事業所

事業番号	指定事業	指定施設等	水使用量又は規模
1	飲食料品小売業 (1) スーパーマーケット (2) 生鮮魚介類・精肉販売業	ア 調理施設 イ 容器具洗浄施設	当該事業所の1月の平均的な水使用量が100立方メートル以上のもの
2	食料品製造業 (1) そう菜製造加工業 (2) 弁当・仕出し業 (3) 豆腐製造業 (4) 菓子・パン・麺類製造業	ア 調理施設 イ 容器具洗浄施設	当該事業所の1月の平均的な水使用量が100立方メートル以上のもの
3	自動車関連サービス業 (1) 燃料小売業 (2) 自動車整備業 (3) 道路旅客客貨物運送業	ア 廃油処理施設 イ 廃油堆積場 ウ 車両洗浄施設	すべてのもの
4	旅館・ホテル営業	ア 調理施設 イ 洗濯施設 ウ 入浴施設	当該事業所の1月の平均的な水使用量が150立方メートル以上のもの
5	飲食店営業 (1) 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし屋 (2) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビアホール、喫茶店 (3) その他の飲食店	ア 調理施設 イ 容器具洗浄施設 ウ 洗濯施設	当該事業所の1月の平均的な水使用量が100立方メートル以上のもの
6	(1) 病院 (2) 学校 (3) 学校寄宿舎	ア 調理施設 イ 容器具洗浄施設 ウ 洗濯施設	すべてのもの

（備考）

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道へ排水する施設を除く。

別表第2（第3条関係）
畜産に係る指定事業所

指定事業	指定施設等	規模
畜産農業	ア 豚房施設	豚房総面積が15平方メートル以上のもの
	イ 牛房施設	牛房総面積が50平方メートル以上のもの
	ウ 馬房施設	馬房総面積が50平方メートル以上のもの
	エ 養鶏施設	鶏収用施設総面積が30平方メートル以上のもの

（備考）

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条の規定により、指定された区域内で行う施設を除く。

別表第3(第3条関係)

騒音に係る指定事業所

事業番号	指定事業	指定施設等	規模又は性能
1	金属製品加工の用に供する事業	ア 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの
		イ 製管機械	すべてのもの
		ウ ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		エ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		オ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
		カ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		キ 鍛造機	すべてのもの
		ク ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
		ケ プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		コ タンブラー	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機を使用する事業	ア 空気圧縮機 イ 送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
3	土石鉱物の処理の用に供する事業	ア 破砕機 イ 摩砕機 ウ ふるい機 エ 分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4	繊維製品製造及び加工の用に供する事業	織機	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造の用に供する事業	ア コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの
		イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のもの
6	穀物製粉の用に供する事業	製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
7	木材加工の用に供する事業	ア ドラムバーカー	すべてのもの
		イ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		ウ 碎木機	すべてのもの
		エ 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15キロワット以上のもの木工用のものにあつては、原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		オ 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15キロワット以上のもの木工用のものにあつては、原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		カ かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
8	製紙の用に供する事業	抄紙機	すべてのもの
9	印刷の用に供する事業	印刷機	原動機を用いるもの
10	合成樹脂加工の用に供する事業	合成樹脂射出成型機	すべてのもの
11	鋳造型の用に供する事業	鋳造型機	ジヨルト式のもの
12	クズ鉄処理加工の用に供する事業	スクラップ締めプレス機	原動機を用いるもの
13	冷房又は冷凍機を使用する事業	クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの
		冷凍機(冷房に用いるものを除く。)	原動機の定格出力が3キロワット以上のもの

(備考)

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める工業専用地域の施設を除く。
- 2 事業番号1から11までの事業においては、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、指定された区域内で行う同法第2条第1項の規定による特定施設を除く。
- 3 事業番号12及び13の事業においては、条例第17条の規定による指定事業所内容の届出を要しない。

別表第4(第4条関係)
騒音に係る指定事業所の規制基準
(単位 デシベル)

区域		規制基準		
区分	地域	昼間 〔午前8時から午後6時 まで〕	朝・夕 〔午前6時から午前8時 まで 午後6時から午後9時 まで〕	夜間 〔午後9時から翌日の午 前6時まで〕
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地 域 第2種中高層住居専用地 域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60	50	50
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	65	55
第4種区域	工業地域	70	70	65
その他の区域	工業専用地域及び第1種 区域から第4種区域まで の区域を除く区域	65	65	55

(備考)

- 1 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 騒音の測定は、指定事業所の敷地の境界線とする。
- 5 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める用途地域をいう。

別表第5(第5条関係)

1 水質に係る指定事業所の管理基準

番号	指定施設等	管理基準
1	別表第1の事業番号1,2,4,5,6に掲げる指定施設等	ア 流しには、食品の不要物等を除去することができる目の細かい網等を備えること。 イ 排水量に応じた排水処理施設を有すること。 ウ 排水処理施設の構造は、おおむね勝利槽出口において生物化学的酸素要求量(BOD)除去率65パーセント以上及び浮遊物質量(SS)除去率65パーセント以上の性能を有すること。 エ 油分を含む排水にあつては、油水分離施設等を併設すること。 オ 排水処理施設は、清掃等維持管理しやすい場所に設置し、処理施設の上に物を置かないこと。 カ 排水処理施設は、浄化機能保持のため、清掃等の維持管理を定期的に行うこと。
2	別表第1の事業番号3に掲げる指定施設等	ア 番号1の管理基準(ア及びエを除く。)に適合すること。 イ 油分等については、効率よく除去できる構造の油分離施設等が併設されていること。 ウ 排水処理施設は、油分等の地下浸透及び雨水等により流出を防止できる施設とすること。

(備考)

この規則施行の際、現に指定施設等を有する指定事業所(設置の工事をしている指定事業所を含む。)で、その排水の排出先が地下に浸透するものにあつては、当分の間、適用しない。

2 畜産に係る指定事業所の管理基準

番号	管理基準
指定施設等のア、イ及びウ	(1) 床は、不浸透性材料で造られ、ふん尿を分離できる構造であること。 (2) 汚物処理の方法として、ふんと尿とを分離し、処理する場合は、汚物だめを有すること。 (3) 汚物だめは、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができるふた等の覆いが設けられていること。 (4) きゅう肥舎を有するとともに、密閉措置が講じられていること。 (5) 人家付近に設置する畜舎は、金網等を設け害虫の発生を防止できる設備とすること。 (6) 運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲み、雨水等による汚物の流出を防ぐ措置が講じられていること。 (7) 防臭剤及び防虫剤を適時散布し、悪臭及び害虫の発生を防止すること。 (8) ふん等の乾燥の際は、悪臭が生じないよう留意し、周辺に居住する人の大多数が不快を感じない程度とすること。
指定施設等のエ	(1) 人家付近に設置する鶏舎は、金網等を設け害虫の発生を防止できる設備とすること。 (2) ふん等は、貯留施設を設ける等適切に処理し、ふん等の乾燥の際は悪臭が生じないよう留意し、周辺に居住する人の大多数が不快を感じない程度とすること。 (3) 防臭剤及び防虫剤を適時散布し、悪臭及び害虫の発生を防止すること。

(備考)

この規則施行の際、現に指定施設等を有する指定事業所(設置の工事をしている指定事業所を含む。)にあつては、当分の間、都市計画法に定める市街化区域内に限り適用する。

別表第6(第6条関係)
(単位 パーセント)

区分	処理能力	処理槽出口における生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率
家庭雑排水処理槽		25以上
家庭雑排水共同処理槽		90以上
事業雑排水処理槽		50以上
合併処理浄化槽		90以上

備考 合併処理浄化槽とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と雑排水を併せて処理するものをいう。

指定事業所(水質)内容届出書									
年 月 日									
(あて先)塩尻市長									
住 所									
届出人									
氏名(代表者氏名)									
第17条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。									
塩尻市公害防止条例第18条									
指定事業所の名称				※整理番号					
指定事業所の所在地				※受理年月日		年 月 日			
指定施設等の種類				※施設番号					
指定事業所の営業時間		時 分～ 時 分		※審査結果					
指定事業所の種類									
水 使 用 量		(算定方法) 月平均水使用量 m³/月 月最大水使用量 m³/月							
公害防止の措置	排水処理施設の名称								
	廃水処理施設の規模及び能力		容料 m³		除去率		%		
	水 質	処理前	BOD	ppm	処理後	BOD	ppm		
			SS	ppm		SS	ppm		
放 流 方 法									
添 付 書 類		1 周囲の見取図 2 指定施設等又は公害防止施設の構造図							

(注) ※印の欄には、記載しないこと。

指定事業所(畜産)内容届出書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住所
届出人
氏名(代表者氏名)

第17条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。
塩尻市公害防止条例第18条

指定事業所の名称		※整理番号	
指定事業所の所在地		※受付年月日	年 月 日
飼育規模	(豚、牛、馬、鶏) 頭(羽)	※施設番号	
建築物の構造	木造・鉄骨	※審査結果	
床面積	(内訳)	m ²	
堆肥者の有無	有 m ² 無		
畜舎に網戸の有無	有 無		
畜舎内外の清掃(回数)	回/週		
糞尿の処理方法	構造	日保管可能	
糞尿の処理方法	(具体的に明記)		
添付書類	1 周囲の見取図 2 指定施設等又は公害防止施設		

(注) ※印の欄には、記載しないこと。

指定事業所(騒音)内容届出書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住所

届出人

氏名(代表者氏名)

第17条第1項前段
第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

塩尻市公害防止条例

指定事業所の名称				※整理番号		
指定事業所の所在地				※受付年月日	年 月 日	
規制区域の区分	区域			※施設番号		
指定事業所の営業時間	時 分～ 時 分			※審査結果		
指定施設等の種類	型式	公称能力	数	1日の使用時間 (時間)	使用回数 (回/月) (回/月)	
作業の工程						
添付書類						

(注) ※印の欄には、記載しないこと。

指定事業所内容変更届出書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住 所
届出人
氏名(代表者氏名)

塩尻市公害防止条例第17条第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称		※受 付 年 月 日	年 月 日
指 定 事 業 所 の 所 在 地		※審 査 結 果	
変 更 の 内 容	変 更 項 目		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 理 由			

(注) ※印の欄には、記載しないこと。

地下水採取届出書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

住 所
届出人
氏 名 (代表者氏名)

塩尻市公害防止条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

地 下 水 の 用 途		
採 取 予 定 量		m ³ /日
井 戸	設 置 場 所	塩尻市
	深 さ	m
	口 径	mm
揚 水 機	種 類	
	吐 出 口 径 の 口 径	mm
	原 動 機 の 力 定 格 出 力	k W
	揚 程	m
	揚 水 量	m ³ /分
採 取 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
工 事 の 請 負 者		住所 氏名
地 下 水 使 用 後 の 処 理		

添付書類

- 1 設置場所の位置図
- 2 その他市長が必要と認める書類

地下水採取変更届出書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

住 所
届出人
氏 名 (代表者氏名)

塩尻市公害防止条例第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分		変 更 前	変 更 後
地 下 水 の 用 途			
採 取 予 定 量		m ³ /日	m ³ /日
井 戸	深 さ	m	m
	口 径	mm	mm
揚 水 機	種 類		
	吐出口の口径	mm	mm
	原 動 機 の 定 格 出 力	k W	k W
	揚 程	m	m
	揚 水 量	m ³ /分	m ³ /分
地下水使用後の処理			
地 下 水 採 取 者			
変 更 年 月 日		年 月 日	
工 事 の 請 負 者		住所 氏名	

揚水施設廃止届出書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

住 所
届出人
氏 名 (代表者氏名)

塩尻市公害防止条例第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

公 害 防 止 措 置 勧 告 書

第 号
年 月 日

様

塩尻市長

印

塩尻市公害防止条例第19条の規定により、次のとおり公害防止の措置をとるよう勧告する。

指 定 事 業 所 の 名 称	
指 定 事 業 所 の 所 在 地	
勧 告 内 容	
措 置 の 実 施 期 限	年 月 日まで
勧 告 理 由	

(注)

- 1 この勧告書を受け取ったときは、実施期限までに必要な公害防止措置を講じ、措置後「公害防止措置届出書」を提出すること。
- 2 この勧告に従わない場合は、条例の定めるところにより、市広報その他の方法でその旨を市民に公表することがある。

公 害 防 止 措 置 命 令 書

塩尻市達 第 号
年 月 日

様

塩尻市長 印

塩尻市公害防止条例第21条の規定により、次のとおり公害防止の措置をとるよう命令する。

指定事業所の名称	
指定事業所の所在地	
命 令 内 容	
措置の実施期限	年 月 日まで
命 令 理 由	
塩尻市環境審議会付議	年 月 日

(注)

- 1 この命令書を受け取ったときは、実施期限までに必要な公害防止措置を講じ、措置後「公害防止措置届出書」を提出すること。
- 2 この命令に従わない場合は、条例の定めるところにより罰せられる。
- 3 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩尻市長に対して審査請求をすることができる。
- 4 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告(塩尻市長が代表者)として提起することができる。

公害防止措置届出書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

住 所
届出人
氏名(代表者氏名)

年 月 日付塩尻市達 第 号による措置勧告書
措置命令書

うに措置が完了したので、塩尻市公害防止条例第22条の規定により届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称	
指 定 事 業 所 の 所 在 地	
措 置 完 了 年 月 日	年 月 日
公 害 防 止 措 置 の 内 容	

環 境 保 持 勧 告 書

第 号
年 月 日

様

塩尻市長 印

塩尻市公害防止条例第30条の規定により、次のとおり公害防止の措置をとるよう勧告する。

氏 名(事 業 所 の 名 称)	
住 所(事 業 所 の 所 在 地)	
勧 告 内 容	
措 置 の 実 施 期 限	年 月 日まで
勧 告 理 由	

受 理 書	
年 月 日	
様	
塩尻市長 印	
年 月 日に次の届出書を受理しました。	
届 出 の 内 容	1 指定事業所内容届出書 (条例第17条第1項前段の規定による届出) 2 指定事業所内容届出書 (条例第18条の規定による届出) 3 指定事業所内容変更届出書 (条例第17条第1項後段の規定による届け出) 4 措置勧告に基づく公害防止措置届出書 (条例第22条の規定による届出書) 5 措置命令に基づく公害防止措置届出書 (条例第22条の規定による届出)
届 け 出 に 係 る 指 定 事 業 所 の 種 類	1 水質に係る指定事業所 2 畜産に係る指定事業所 3 騒音に係る指定事業所

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
年	月 日生
上記の者は、塩尻市公害防止条例第31条第1項の規定により、立ち入り検査をすることができる職員であることを証する。	
年	月 日発行
塩尻市長	印

(裏)

塩 尻 市 公 害 防 止 条 例 抜 す い
(報告及び検査)
第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業所の事業者に対し報告を求め、又は関係職員をして事業所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
(罰則)
第33条第3項 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
(2) 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同行の規定による検査を拒み、妨げず、若しくは避した者